

構造改革特別区域計画

- 1 . 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 : 千葉県
- 2 . 構造改革特別区域の名称 : 安房自然学校特区
- 3 . 構造改革特別区域の範囲
館山市、鴨川市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町の全域
- 4 . 構造改革特別区域の特性
(1) 自然学校の取組の必要性

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄のあり方が行き詰まる中で、人々の価値観が大きく転換し、近年、自然と調和したライフスタイルに対する都市住民のニーズが高まっている。

安全で新鮮な食べ物が得られ、人のぬくもりが感じられる朝市や直販所をはじめ、産直が大いに盛り上がり、また、都市と農村との交流からグリーンツーリズムへのうねりが生まれ、市民農園やガーデニング等がブームとなっている。

一方、学校教育においても、生きる力の育成をねらいに、地域での体験学習や調べ学習が積極的に取り入れられ、総合的な学習の時間の創設に見られるように、「自ら課題を見つけ自ら解決していく」、そのような力を育むことに重きが置かれてきている。

本県では、このような自然と調和したライフスタイルへのニーズに対応するため、県内に広がる豊かな自然や全国に誇る農林水産業の在り様、人と自然との関わりや営み、地域の歴史や文化など、都会では得られない新鮮で充実した体験活動や体験学習の場を各自のニーズとレベルに応じた体験メニューにして提供していくことにより、普段体験できない新しい感動や喜びを与え、環境と自然とのバランスの大切さや人間として必要な自己への信頼、生きる力などを育む自然学校の取組を推進していきたいと考えている。

(2) 安房地域で実施する自然学校の位置付け

安房地域では、自然体験活動に関わる専門的なインストラクターの養成を図りながら、多くの可能性を秘めた様々な自然体験学習プログラムを創り、都会では経験することが少なくなった自然体験活動や第一次産業の米作り、酪農等を直接体験できる体験メニューの提供、地域の人々との温かいふれあいなど、普段体験できない新しい感動や喜びを与える、新しいフィールド創りが地域単位で始まっている。

さらに、安房地域は、三方を海に囲まれ起伏に富んだ海岸線をはじめ、緑豊かな森林、四季折々に変化する南房総国定公園や県立自然公園に指定された優れた景観を備え、電車や東京湾アクアラインなどを利用して、日帰りや1泊2日程度で豊かな自然を気軽に楽しめる都市住民の「オアシス」として、本県の中で最も定着している。

本県における自然学校の取組を推進していくに当たっては、一部すでに、地域資源を活用した自然学校の取組が見られる安房地域を先導的モデル地域に位置付け、一市町村1～2校を目途に自然学校の育成整備を図りながら、誰でも手軽に体験できるプログラムをはじめ、少人数で本格的な自然体験プログラムに挑戦できるメニューの提供など、利用者各自のニーズとレベルに応じた体験メニューを、安房地域全体で総合的に提供していく。

さらに、これらの自然学校間の総合調整等を行う本部が必要なことから、これらの自然学校を分校と位置づけ、それらの総合調整等を行う本部を本校として、本県に訪れる修学旅行者や総合的な学習の時間に対するコーディネート活動をはじめ、自然体験活動に必要なインストラクターの養成、ホームページ等を活用した情報の受発信など、本校を核に自然学校間のより緊密な連携と一体的かつ主体的な体制づくりを進めていくこととしている。

これらの自然学校の取組を通じて、首都圏をはじめとする様々な地域の家族や青少年、シニア世代に、楽しく豊かな自然体験活動や地域の人々との交流活動の機会等を提供できる仕組みを構築していくとともに、安房地域全域を自然学校の一大拠点として育成整備していく。この成功事例を起爆剤に県全域に拡大させ、点から線、面へと結実させ、地域経済の活性化を図っていく。

(3) 規制の特例措置による自然学校の取組の推進

安房地域は、冬でも暖かい気候を活かして、花きやびわ、いちご等の果樹、野菜などの園芸農業や早場米として有名な長狭米等の稲作など、多様な農業が行われており、丘陵斜面を中心に栽培されるびわは、房州びわとして全国に知られている。

花きの栽培では、全国2位である本県の粗生産額の50%を占め、全国的にも一大生産地となっている。

そのような安房地域において、自然学校の体験メニューの一つとして、「1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を実施できるようにすることにより、インストラクターの指導を受けながら、利用者各自のニーズとレベルに応じて、農作物の作付けから収穫までの1年間を一つの体験メニューとして受けられ、普段体験できない新しい感動や喜び、環境と自然とのバランスの大切さなどを育むことができる。

また、安房地域は、全域が半島振興法の指定を受けた中山間地域の農業地帯であり、農業従事者の高齢化、後継者不足等から遊休農地が増加していることから、この遊休農地を活用した自然学校の取組は、新たな農地の活用方策を提示し、遊休農地の解消に寄与することになる。

さらに、房総半島南端に位置する安房地域は、緑豊かな森林や里山、変化に富んだ海岸線など美しい自然に恵まれ、その一部は、南房総国立公園に指定されている。このため、「1301・1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」の特例措置の活用を通じ、自然学校による、国定公園内の自然を生かした、キャンプや自然観察、海洋型レクリエーション等の自然体験活動型による多様な催しやネイチャープログラムの開発・実施の促進が期待される。

以上の規制の特例措置を活かした自然体験メニューの提供に加え、安房地域全域における、四季の変化に応じた自然体験メニューをさらに拡大していくことにより、一年間を通じて訪れるリピーターの確保や増加を図り、自然学校の取組を加速化させていく。

5. 構造改革特別区域計画の意義

(1) 安房自然学校の展開による観光千葉の実現

本県は、首都圏にあって成田空港を擁する優位性や温暖な気候と豊かな自然、新鮮でおいしい海の幸や山の幸、個性的な歴史や文化など多様な資源を最大限に活用して、誰もが訪れてみたいと感じ、地域間競争に勝てる観光地づくりを目指している。

こうした中、南房総国定公園の一部に指定され、豊かな自然を誇る安房地域を先導的モデル地域に位置付けて実施する、本県の自然学校の取組は、本県の観光地づくりの一翼を担う、健康や癒しをテーマに四季を楽しむ観光地づくりを推進するものである。

さらに、この自然学校の取組に、全国一の集客力を誇るディズニーリゾートと自然学校をセットにして提供できるようにすることにより、この自然学校の取組の効果と成果が一層加速されていく。

(2) 安房自然学校の展開による遊休農地の解消等

農業従事者の高齢化、労働力不足等から遊休農地は増加しており、病虫害の発生の原因や産業廃棄物等の不法投棄の温床となり、農業生産のみならず、地域づくりにも悪影響を与えている。

本計画は、本県の自然や農業体験の場を提供して、都市住民と農村地域との交流を通じて、グリーンツーリズムを推進するものであり、これにより遊休農地の解消策の一助になるとともに、農村地域や農業に対する理解とふるさと意識の醸成が図られ、消費者に安全でおいしい新鮮な農産物の供給の役割を担う生産現場と消費者とに相互理解が促進されていく。

(3) 安房自然学校の展開による自然体験活動の推進

今日、都市住民を中心に、自然と調和したライフスタイル、様々なアウトドア活動、エコツーリズム等への関心の高まりが見られるほか、学校教育においては、総合的学習の時間などを通じ、各地で自然体験活動の導入が図られるなど、自然にじかに触れ、自然に学ぶことの価値が広く見直されている。

本計画は、森や里山、海辺など安房地域の豊かな自然を活かした様々な体験活動メニューを、県内外の旅行者や児童・学生などに提供し、都市部などでは味わえない自然とのふれあいの機会を与えるとともに、自然の醍醐味や大切さ、自然と人とのかかわり等について再認識させるものである。

(4) 安房自然学校に期待される役割

安房自然学校は、これまでの何事にもスピードや効率化が優先される生活から、地域の伝統食の味わいを大切にし、自然と調和したゆとりのある生活を楽しもうとするなど、暮らしをスローダウンさせることで、多くの人々に、忘れかけていた自然の豊かさを見つめ直し、無くしてしまった心のゆとりを取り戻そうとする生き方や、人と自然とのつながりの大切さ、一人ひとりがいきいきと暮らすために必要な安らぎや憩いを与える役割を担う。

6. 構造改革特別区域計画の目標

センター機能を有する安房自然学校の本校を核に、一市町村1～2校を目的に配置する分校とのネットワーク化を図るとともに、規制の特例措置を活用して、市民農園設置の推進や国定公園内における自然体験イベントの実施の容易化を図り、自然学校における体験メニューの拡大を図っていく。

また、体験メニューの提供においては、規制の特例措置を活用したメニューを含む各種体験メニューにおいて、インストラクターを配置し、指導体制の整備・充実を図ることにより、一年間を通じて訪れるリピーターの確保と増加を目指す。

さらに、自然学校の活動内容等のPR活動・誘客事業や、自然体験活動インストラクター養成事業等の関連事業を推進することにより、この特区計画の効果と成果を一層加速させていく。

以上により、安房地域を自然学校の一大拠点として育成・整備していく。

関連事業

自然学校設立推進事業

自然学校の活動内容等のPR活動・誘客事業

自然体験活動インストラクター養成事業

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

安房地域に自然学校の一大拠点が育成、整備され、規制の特例措置を活用した自然体験メニューを提供していくほか、利用者各自のニーズとレベルに応じた体験メニューを提供していくことにより、安房地域に一年間を通じて訪れるリピーターの確保と増加をはじめ、来訪者の大幅な増加が図られる。

自然学校の育成整備数・・・平成 19 年度末：20 校

自然学校の利用者数・・・平成 19 年度：40,000 人

安房地域の観光客入込数・・・平成 19 年度：1,435 万人
〔H13 年度：1,428 万人〕

規制の特例措置を活用した市民農園の開設面積・・・平成 19 年度末：5 ha

8．特定事業の名称：

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け
事業

1 3 0 1・1 3 0 2 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化
事業

9．構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定
事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共
団体が必要と認める事項

(1) 自然学校設立推進事業（関連事業）

核となる本校の設立と展開

本校の設立及び運営については、特定非営利活動法人とすることにより、現在、県内各地域で指導的かつ中心的な立場に立って、各種自然体験活動に携わってきた人々の参画を円滑にするとともに、これらの者の参画を通じて、すでに各地域で展開されている各種自然体験活動との連携をより緊密かつ円滑にし、一体的かつ主体的な体制づくりを推進していく。

本校では、各自然学校間の自然体験メニューの紹介や受入れ人数の調整などの総合窓口をはじめ、自然体験活動リーダーの養成事業、自然体験活動メニューの開発事業、パンフレットの作成事業、啓発広報事業、情報収集事業など、自然学校全体で取り組んでいくことにより、一層の効率化と効果が期待できる事業を実施していくことにより、利用者各自のニーズとレベルに応じた体験メニューの提供できる仕組みを、本校を核に安房地域全体で構築していく。

特に、平成 15 年度は、自然体験活動リーダーの養成事業を集中的に行い、自然体験活動リーダーの資格取得者（登録者）400 人以上の確保を図る。

特定非営利活動法人千葉自然学校（本校）設立スケジュール

- ・平成 15 年 5 月 1 日、16 日・・・自然学校（本校）設立準備会の開催
- ・平成 15 年 5 月 26 日・・・設立総会の開催
- ・平成 15 年 8 月 25 日・・・特定非営利活動法人の認証
 - ・理事長 岡 島 成 行
大妻女子大学教授、環境ジャーナリスト、
（社）日本環境教育フォーラム専務理事、
自然体験活動推進協議会代表理事。

主な役員（理事）

氏 名	所 属
明石要一	千葉大学教育学部教授
浅井信	館山市観光協会 観光プロデューサー
石田三示	大山千枚田保存会
井野宏一	岩井民宿組合長
岡島成行	（社）日本環境教育フォーラム専務理事
黒川和之	くすの木王国（和田町）
佐藤初雄	国際自然大学校代表
鈴木勇太郎	富浦エコミューゼ研究会
辰野方哉	NPO たてやま海辺のまちづくり塾
中村行雄	道の駅三芳村 鄙の里
廣瀬敏通	ホールアース自然学校代表
宮本みち子	千葉大学教育学部教授
横山清美	環境パートナーシップちばアドバイザー
渡辺智子	千葉県衛生短期大学栄養学科

特定非営利活動法人千葉自然学校（本校）の主な事業

- ・人材育成事業
 - （自然体験活動リーダーの養成講座の開催）
 - （自然体験活動リーダーの資格取得者の登録・紹介、人材リストの作成）
- ・調査・研究事業
 - （自然学校で実施する自然体験活動メニューの開発）
 - （自然学校の調査研究）
- ・各自然学校間の総合窓口
 - （分校間で実施される自然体験活動メニューや受入れ人数等に関する調整）

・普及及び啓発

(パンフレットによるPR活動、HPによる情報発信、講演会等の開催)

分校の設立と展開

分校の設立及び運営については、一市町村1～2校を目途に自然学校の育成整備を図ることとし、すでに、自然体験メニューを提供するための施設整備等を行い、都会では得られない新鮮で充実した体験活動や体験学習の場の提供を実践している「自然の宿『くすの木』(和田町)」や、「丸山町交流体験センター(丸山町(ローズマリー公園内))」、「大山千枚田(鴨川)」等から順次、分校として整備していく。

この分校整備にあわせて、本校及び分校間相互のネットワーク化と、自然体験活動リーダーの資格を有するインストラクターの配置を進め、利用者各自のニーズとレベルに応じた体験メニューの提供できる自然学校の一大拠点として、先導的モデル地域である安房地域全域で育成整備していく。

また、個々の分校整備については、安房地域にある優れた観光資源や、地域特有の歴史、文化、産品などを題材(テーマ)にして、各地域が目指しているまちづくりや地域産業の活性化など、各地域独自の施策展開を加速させる自然学校を設立していく。

分校の設置スケジュール

年 度	分 校 の 設 置
1 5	・「自然の宿『くすの木』(和田町)」 ・「丸山町交流体験センター(丸山町)」 ・「大山千枚田(鴨川市)」
1 6	・富浦町(題材:地域を支える房州ピワ) ・富山町(題材:年間を通じて農業・漁業体験の提供)
1 7	・三芳村(題材:年間を通じて農業体験の提供) ・館山市(題材:海洋リゾートタウン)
1 8	・鋸南町(題材:鋸山と日本寺の景勝地) ・千倉町(題材:お花畑と白い砂浜に続く紺碧の海)
1 9	・白浜町(題材:灯台と磯辺のあるまち)

(2) 自然学校の活動内容等の P R 活動、誘客事業 (関連事業)

自然学校で実施されている各種体験メニューの内容やその活動状況、自然体験活動に関わる指導者の指導振りなどを掲載したガイドブックやビデオテープを作成し、首都圏や各地域で広く P R 活動、誘客事業を展開していく。

また、ディズニーリゾートと自然学校をセットにしたモデルコースをはじめ、修学旅行者を対象にモデルコースの策定を行い、この特区計画の効果と成果を一層加速させていく。

- ・体験型観光紹介ビデオ作成タイアップ事業
- ・修学旅行誘致事業

(3) 自然体験活動インストラクター養成事業 (関連事業)

各自然学校にインストラクターを配置し、誰でも手軽に体験できるプログラムから、少人数で本格的な自然体験プログラムに挑戦できるメニューの提供まで、利用者各自のニーズとレベルに応じた体験メニューを提供できるよう、自然体験活動リーダーの養成事業を定期的に行い、自然体験活動リーダーの資格取得者 (登録者) を養成、確保していく。

自然体験活動リーダーの資格取得者 (登録者) の養成計画

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
資格取得者数(人)	400	50	50	50	50

別 紙

1. 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で自然学校を設置し、体験メニューとして市民農園を開設する者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定された日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

自然学校を設置し、体験メニューの一つとして市民農園を開設する者

(2) 事業が行われる区域

館山市、鴨川市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町の遊休農地

(3) 事業の実施時期

特区計画の認定された日以後

(4) 事業概要

自然学校の整備にあわせて、特定事業を自然学校の体験メニューの一つとして位置付け、安房地域の全市町村で特定事業を実施する。

平成 15 年度は、和田町、丸山町及び鴨川市の 3 箇所で、自然学校を設置し、体験メニューの一つとして特定事業を実施する。その後、自然学校の設置スケジュールに沿って、順次、拡大を図り、安房地域の全市町村で体験メニューの一つとして特定事業を展開していく。

(5) 特定事業の要件

対象区域内に、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認め、かつ、担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効利用を図る必要があることを要件とする。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

安房地域における農業の状況は、65歳以上の農業従事者の割合が平成12年で38.5%（県全体：34.3%）、高齢化率が27.8%となっており、高齢者が農業を担っている状況が顕著である。

安房地域は、全体に房総丘陵が広がり、田畑の多くが中山間地域特有の傾斜地にあることから、機械による省力化にも限界があり、また、中山間地域の農業を取り巻く過疎化、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題も加わり、安房地域における耕作放棄地の面積率は、平成12年で13.0%（県全体：9.0%）と高くなっている。

このような農業生産活動の状況では、現状のままの経営耕地面積を維持していくことが非常に困難な状況となっており、都市住民と農村地域とが共に利益を享受し、都市住民がリピーターとなって農業生産活動に参画する仕組みが必要となっている。

その一方策として、自然学校の体験メニューの一つに、規制の特例措置を活用した市民農園の開設を導入し、遊休農地の解消に寄与していく必要がある。

高齢化（65歳以上）率の状況

（単位：人、人、%）

区 分	平成7年度			平成12年度		
	人口総数	高齢人口	高齢化率	人口総数	高齢人口	高齢化率
千葉県	5,797,782	651,789	11.2	5,962,285	837,017	14.1
安房地域	151,579	36,635	24.2	146,740	40,775	27.8

農業従事者、農地の状況

(単位:人、人、%)

	平成7年			平成12年		
	農業従事者	65歳以上従事者数	65歳以上従事者率	農業従事者	65歳以上従事者数	65歳以上従事者率
千葉県	269,257	75,588	28.0	252,058	86,336	34.3
安房地域	26,714	9,402	35.2	24,683	9,506	38.5

耕作放棄地面積率の推移

(単位:ha、ha、%)

	平成7年度			平成12年度		
	経営耕地面積(ha)	耕作放棄地面積(ha)	耕作放棄地面積率(%)	経営耕地面積(ha)	耕作放棄地面積(ha)	耕作放棄地面積率(%)
千葉県	109,467	6,962	6.0	99,967	9,556	8.7
安房地域	6,917	817	10.6	6,205	933	13.1

(注1) 耕作放棄地面積率(%) = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している自然学校の概要

学校名: 自然の宿「くすの木」(和田町)

代表者: 北見 英一(自然の宿「くすの木」代表、くすの木王国 国王
〔市民農園開設者〕)

ア 事業内容等

平成7年3月に上三原小学校が廃校となったことを契機に、地区住民の手による地域活性化組織として「くすの木王国」が発足。平成9年12月に廃校となった旧校舎を王国のシンボルとして増改築し、体験交流施設「自然の宿『くすの木』」を拠点に活動を展開している。(「自然の宿『くすの木』」は、文部科学省の「廃校リニューアル50選」に選定。)

首都圏をはじめとする様々な地域の家族や青少年、シニア世代の都市住民を対象に、田植えや稲刈りなどの農業、竹細工や納豆づくりなどの調理加工、ハイキングなどの自然体験メニューを引き続き提供していく。

また、東京都に所在する特定非営利活動法人ネイチャースクールとの運営協力のもと、自然の宿「くすの木」を会場に、自然体験教室として、定期講座や専門エキスパート講座、親子講座などを、通年で定期的を開催していく。

特区計画の認定後は、安房自然学校として事業を展開。

規制の特例措置を活用して、和田町が地権者から遊休農地を借り受け、この農地を市民農園開設者となる北見英一（自然の宿「くすの木」代表、くすの木王国 国王）に貸し出し、北見英一（自然の宿「くすの木」代表、くすの木王国 国王）が市民農園を開設し、自然体験メニューとして提供していく。

さらに、この特定事業の実施とあわせて、川の生態系やほたるの生態を学習する観察会をはじめ、森林散策体験等の体験メニューを提供することにより、一年間を通じて訪れるリピーターの確保と増加を目指す。

これらの事業実施を通じて、遊休農地の解消を目指すとともに、安全で新鮮な食料供給を担う農村地域の役割や食に対する生産現場と消費者との相互理解を深め、産直や、地域の食材提供、契約栽培など、消費者の信頼と連携を基本とした地場産品の新しい安定供給を目指す。

イ 特定事業の区域の範囲

安房郡和田町五十蔵字黒滝（通称：七軒家） 約 9,000 m²

ウ 事業実施スケジュール

- ・平成 15 年 10 月・・・関係者間の協定書締結、農業委員会承認
- ・平成 15 年 11 月・・・市民農園従事者の募集開始及び現地説明会
- ・平成 16 年 2 月・・・市民農園従事者の決定
- ・平成 16 年 4 月・・・市民農園開園

学校名：丸山町交流体験センター（丸山町）

代表者：(株)丸山町振興公社 代表取締役社長 石井 洋

ア 事業内容等

「風車とローズマリーの里づくり」をキャッチフレーズにした地域の魅力づくりを目指して、昭和 63 年に、第三セクター(株)丸山町振興公社を設立。ローズマリー公園、シェイクスピアカントリーパークに隣接して交流体験センターを設置。これらを一体に、ローズマリーをテーマとした、ガーデニング教室、フラワーアレンジメント教室、香りの石鹸作り等の体験メニューを引き続き提供していく。

特区計画の認定後は、安房自然学校として事業を展開。

規制の特例措置を活用して、丸山町が地権者から遊休農地を借り受け、この農地を市民農園開設者となる(株)丸山町振興公社に貸し出し、(株)丸山町振興公社が市民農園を開設し、インストラクターの指導のもと、一年間を通して、花や農作物の栽培を行う体験メニューとして提供していく。

さらに、この特定事業の実施とあわせて、日本の酪農の発祥地にふさわしく、酪農に関わる体験メニューやソフトクリームづくりなどの体験メニューを提供することにより、都市住民と農村地域とが共に利益を享受し、都市住民がリピーターとなって参画する里づくりを目指す。

これらの事業実施を通じて、自然学校による町固有の文化の再現を図るとともに、ローズマリーをテーマにした異国情緒豊かな文化とを組み合わせることにより個性の香るまちづくりを目指す。

なお、丸山町の農地の土地基盤整備は、昭和 40 年から昭和 50 年代に整備され約 70% 余りに達しているが、その後の耕作者の高齢化や農業を取り巻く厳しい状況などにより、農地の遊休化が見られることから、その解消を第一に、規制の特例措置を活用した市民農園の開設を自然体験メニューとして導入していく。

イ 特定事業の区域の範囲

安房郡丸山町白子字泉 約 650 m²

ウ 事業実施スケジュール

- ・平成 15 年 9 月中旬・・・関係者間の協定書締結、農業委員会承認
- ・平成 15 年 10 月中旬・・・市民農園従事者募集開始及び現地説明会
- ・平成 16 年 2 月上旬・・・市民農園従事者決定
- ・平成 16 年 4 月上旬・・・市民農園開園

学校名：大山千枚田（鴨川市）

代表者：特定非営利活動法人大山千枚田保存会 石田三示

ア 事業内容等

鴨川市内にある棚田を米の生産現場としてだけでなく、文化遺産として残し、都市との交流により棚田地域の活性化を図るため、平成 9 年 10 月に地域住民を中心に大山千枚田保存会を結成。平成 11 年 7 月に大山千枚田が「日本の棚田百選」に認定されたことを契機に、平成 12 年 4 月に、棚田での農業体験者を募集する「棚田オーナー制度」をスタートさせた。

特区計画の認定後は、安房自然学校として事業を展開。

規制の特例措置を活用して、鴨川市が地権者から遊休農地を借り受け、この農地を市民農園開設者となる特定非営利活動法人大山千枚田保存会に貸し出し、特定非営利活動法人大山千枚田保存会が市民農園を開設し、一連の農作業（代掻き、田植え、草刈、稲刈、脱穀、収穫、）を、1 年間を通して行う体験メニューとして提供していく。

さらに、この特定事業の実施とあわせて、四季折々の原風景のあり様や農村に残されている生活の知恵を、自然観察会の開催、里山ウォーキング、味噌作り、わら細工、豆腐づくりなどの体験メニューにして提供していく。

これらの事業実施を通じて、水資源の滋養や多様な生き物が生息する自然環境の保護の観点から、棚田を中心とした里山の環境保全や遊休農地の解消を促進するとともに、忘れていた自然の豊かさを見つめ直し、環境と自然とのバランスの大切さを提唱していく。

イ 特定事業の区域の範囲

鴨川市釜沼及び平塚の区域の一部 約 1.4ha

ウ 事業実施スケジュール

- ・平成 15 年 10 月・・・関係者間の協定書締結、農業委員会承認
- ・平成 15 年 11 月・・・市民農園従事者募集開始及び現地説明会
- ・平成 16 年 2 月・・・市民農園従事者決定
- ・平成 16 年 4 月・・・市民農園開園

別 紙

1. 特定事業の名称

1301・1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易
化事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国定公園において行う自然環境を活用した体験活動型の催しであ
って、県が地域の活性化に資すると認めたものを実施する者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定された日

4. 特定事業の内容

特区内の国定公園（特別保護地区を除く）内の自然環境を活用した、自然
体験型観光の推進に資する催しであって、県が地域の活性化に資すると認め
るものために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植
生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における、工作物の設置、広告
物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など、風致の維
持に支障が少ないと考えられる行為については、自然公園法第13条第3項
及び第26条第1項の規定を適用しない。

例えば、平成17年度に、南房総国定公園内の大房岬（富浦町）で開催を予
定している自然体験活動型観光イベント「大房岬体験マップづくり」、「ア
ドベンチャープログラム -トムソーヤー体験-」では、主催団体である特定非
営利活動法人千葉自然学校が同岬内の一部に設置を予定している、自然を活
かした巨大マップや見張り小屋、船着場などの仮設工作物について、自然公
園法第13条第3項の規定を適用しないこととする。

5. 当該規制の特例措置の内容

特区内の国定公園内において行われる、特定事業に係る自然体験活動型催
しについては、県は、千葉県知事（千葉県環境生活部自然保護課）に、自然
体験活動型催しの開催期日の1か月前までに、当該催しの名称、開催場所及
び開催期間並びに当該催しに伴う行為の概要を通知しなければならない。

ただし、県は、通知に当たり、当該催しが自然を活用した催しであり、地
域の活性化に資するものであると認め、かつ、そのために一時的に行われる、
道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可

能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為であることを認め
た上で通知を行う。

また、自然体験活動型催しの実施に当たり、県は風致の維持に十分配慮し、
又は催しの実施者（催しの企画・運営を行う者）に十分配慮するよう指導を
行う。

併せて、自然体験活動型催しの実施のために行われた行為について、県は
原状回復を行うか、又は行為者（催しのために各種行為を行う者）に原状回
復を指導することとする。